

学術情報リポジトリ

反抑圧アプローチの視点から見る婦人保護施設職員 がとらえた知的障害女性:

知的障害と性を中核とした課題との交差性を中心に

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2022-03-14
	キーワード (Ja):
	キーワード (En): Anti-oppressive practice, woman with
	intellectual disability, sexuality, DV, engagement in the
	sex industry
	作成者: 武子, 愛, 児島, 亜紀子
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00017609

反抑圧アプローチの視点から見る婦人保護施設職員がとらえた知的障害女性

一知的障害と性を中核とした課題との交差性を中心に一

武子 愛1) 児島 亜紀子2)

- 1) 大阪府立大学大学院生
- 2) 大阪府立大学人間社会システム科学研究科

要旨

婦人保護施設において知的障害女性の「性」を中核とした主訴に焦点を当て、支援者がどのような利用者理解をし、どのような支援を行っているかを反抑圧実践の視点に立って検討するため、支援者5名を対象に聞き取り調査を行った。その結果、知的障害のある利用者は施設に来るまでに抑圧された状況にあると理解されていた。また、利用者の性産業従事においては、支援者はこれを否定せず肯定もしないというスタンスで関わっており、知的障害女性が性産業に従事せざるを得ない社会構造について高い関心を寄せていた。一方、DV被害については婦人相談所の権限が大きく、思うような支援を行うことが難しい状況が示唆された。

キーワード:婦人保護施設、反抑圧実践、性産業従事、DV、知的障害女性

1, 問題の背景

近年、DVや性暴力などジェンダーに関連する諸困難を抱えた女性たちは、若年層を含めて増加傾向にある。しかしながら、公的な女性支援の砦ともいえる婦人保護施設の利用率は近年著しく低下している。女性支援の対象となる女性たちの中には、DVや性暴力被害者のほか、性産業従事経験者も含まれている。さらに、女性支援領域は障害を抱えた女性たちをもその対象としており、支援者には障害者支援と女性支援の双方に跨がる幅広い知識とスキルが求められる。女性支援におけるこのような状況に鑑みるに、支援の方向や利用者理解のあり方は、こんにち大きく転換を迫られているといえるのではないだろうか。

かかる状況のもと、本稿で新たなソーシャルワーク実践として提示したいと考えるのが反抑圧実践(以下、AOPとする)である。AOPは、批判的ソーシャルワークの一つとしてみなされており(児島 2019、栄里 2018、田川 2013)、「批判理論とポスト構造主義の混合物」(児島 2019:21)という特徴を持ったアプローチである。行論の始めにあたり、簡単にAOPの概略を説明しておきたい。AOPの分析の中心は、抑圧と差別の構造(Sakamoto & Pitner 2005)であり、その究極の目標は非抑圧的な関係及び社会の創造(Dominelli 2002、Sakamoto & Pitner 2005)にある。ここにいう「抑圧」とは、Baines(2014)によれば「特定のグループに所属しているために、個人に対して不当な行動がなされたり、不当な政策が制定された時」(Baines 2014:3)に起こるものである。また、抑圧には「平和的または暴力的な手段を通じて他のグループに信念体系、価値観、法律、生活様式を課すこと」(Baines 2014:3)も含まれる。Young(1990=2020)によれば、抑圧を受けていると判断できる条件は、搾取、周縁化、無力化、文化帝国主義¹、暴力であって、そのうちの一つでもあれ

ば抑圧を受けていると判断できるとされる。すなわち、「特定のグループの人たち」が、搾取、周縁化、無力化、 文化帝国主義、暴力あるいは一方的に価値観や慣習の押し付けをされている時に、そのグループは抑圧を受け ている集団であると解釈することができる。

では、AOPでは具体的にどのような実践が目指されるのであろうか。この点に関し、児島(2019)は、AOPの「認識論的前提」(児島 2019:25)を以下のようにまとめた。1. 利用者の個別支援は利用者の生活困難を生じさせている社会構造を理解し、支援者自身が抑圧状態を作りだしていないか省察を行い、介入を最小限に止めること。2. 社会構造の理解に際しては、抑圧を作りだす諸要因についての交差性をとらえること。3. 抑圧からの解放に向けて、当事者とパートナーシップを結び共に社会変革のためにサービス供給側に働きかけること。4. そのため、AOPはミクロからマクロにわたる実践の全プロセスにおいて働きかけること、などである。これらから、AOPのエッセンスとして、利用者の置かれた社会構造の理解、抑圧からの解放、利用者とともに行う社会変革の実現、交差性の理解、実践への批判的省察が導き出されることとなる。

また、AOPの源流にブラック・フェミニズムの主張が横たわっていることも、婦人保護事業における支援にAOPを適用する際には重要である。周知のごとく、ブラック・フェミニズムは、年齢や階級、セクシュアリティ、年齢、能力などの差異を見ない「「女性」を単一のカテゴリーとして捉える女性中心主義」(児島2019:21)、とりわけ「女性」を白人女性と同一視する「白人女性中心主義」ともいいうる従来のフェミニズムのまなざしを痛烈に批判したことで知られる。かかるブラック・フェミニズムの視点は、婦人保護施設における知的障害女性への支援を批判的に捉え返す際にも生かすことができよう。婦人保護施設に入所している知的障害女性が抱えもつ「性」を中核とした課題は、人生において適切な時期に婚姻関係を結び配偶者と「問題なく」日常生活を送っている女性たちの持つ課題とは性質が異なると考えられる。また、婦人保護施設は売春防止法によって規定されており、歴史的に売春の「未然防止」機能を持つ。廃娼運動をルーツに持つその支援観は、まさにブラック・フェミニズムが批判した中流階級女性のもつ道徳観と通底しているといえよう。

AOPが強調する交差性概念も重要な視点である。婦人保護施設は、障害者のみの属性で利用可能な障害者施設や、要介護高齢者のみの属性で利用可能な高齢者施設とは違い、女性という属性だけでは利用できず、利用者に複数の生活問題が必ず交差(=重複)している施設である。たとえば、当該施設の利用者は、障害と女性といった属性にプラスして、DV被害や性産業従事といった「出発点において「性」が課題とされる」(宮本2013:101)経験をもつ。また、女性支援領域において利用者の「自己決定」はコアバリューであると同時に重要な指標であるが、利用者が知的障害女性である場合、彼女らの主体性は「保護」的な観点からともすれば等閑視され、いわば潜在化させられてしまう(武子2021)。このような状況のもと、知的障害者がもつ生活のしづらさと、女性という属性と切り離せない性を中核とした課題の交差するところへの支援を行うのが婦人保護施設なのである。

本研究では、婦人保護施設における知的障害女性と、彼女らの「性」を中核とした主訴に焦点をあて、その交差する地点において支援者がどのような利用者理解をし、どのような支援を行っているのかを、AOPの展開という視点に立って検討するものとする。

2. 先行研究に見る婦人保護施設における知的障害女性

婦人保護施設の利用者には知的障害者の割合が高いことが従来より指摘されてきた(堀 2008)。しかしながら、資料を見るとそのことを示す数値はさまざまである。たとえば1965年の『国民の生活と福祉の動向』では、IQ65以下の婦人保護施設利用者は44.4%(野坂 1975)であったとされている。他方、大阪の婦人相談所における知的障害のある相談者は、1957年から1959年の間で80.6-82.6%(林 2008)であった。近年のデータに目を転

ずると、知的障害女性の割合はそれほど高くはない。宮本(2013)が行った2003年度から2009年度の7年間にわたる東京都5施設調査では療育手帳所持者の割合は13.6%であった。また、2017年の厚労省の調査では、一時保護利用者の7.3%(1155人中84人)、措置入所者の17.9%(570人中102人)に知的障害があったとされている。現在の婦人保護施設の利用者のなかでは、知的障害のある利用者は2割に満たない程度であることがわかる。このように利用者数こそ多くはないものの、多くの施設において知的障害女性たちが在籍しているため、支援課題は大きい。支援課題の一つとしてあげられるのが、これまで障害者福祉の支援を受けてこなかった利用者の割合の高さである。婦人保護施設を利用する知的障害女性の特徴として、これまで福祉的支援を全く受けていない者が多い(安部・青木 2016)こと、また、施設に入所してから療育手帳の取得を行う者が多い(ポルノ被害と性暴力を考える会 2010)ことが指摘されてきた。これらの事柄から、これまで自分自身に障害があることを知らないまま生きてきた利用者が少なくないことがうかがわれよう。事実、とある施設では、療育手帳所持者は全体の4割だが、知的能力から支援に配慮を必要とする利用者が非常に多く、全体の80~90%を占めているのでないかというのが実感だという(ポルノ被害と性暴力を考える会 2010)。こうした場合は、利用者自身の障害受容からが支援の課題となる。

また、障害認定を受けて手帳が交付されても、成人するまで障害者施策と出会わなかった利用者の支援が容易にスタートするわけではない(相良 2013)。婦人保護施設はADL(日常生活動作)の自立がはかられている者が利用する施設と制度的には位置付けられているため、先行研究においては現場での支援負担感が指摘されている。たとえば、堀(2008b)は東京都社会福祉協議会婦人保護部会婦人保護施設あり方検討会『平成18年度婦人保護施設あり方検討会報告書』において指摘された事例(婦人保護施設職員が障害女性の病院同行を行っている例)を挙げ、その理由が「ひとりで病院へ行き、健康状態を説明し、診察結果を理解することが難しい」からだということを引用している。ここから、判断力が十分な利用者であれば不要な支援を、婦人保護施設において行っていることが浮かび上がってくる。また、堀(2011)は、婦人保護施設は障害者施設ではないために障害者支援を想定した人員配置ではなく、支援の荷重負担感があることを指摘している。

もう一つの大きな課題は、婦人保護施設の本来の支援対象である性産業従事経験のある知的障害者女性の問題である。知的障害のある性産業従事経験者とはどのような存在なのか、先行研究から見ていくことで、障害のない利用者以上に彼女らが性産業に巻き込まれやすい社会構造が浮かび上がってくる。知的障害女性はまず労働市場から弾き出されている(ポルノ被害と性暴力を考える会 2010、相良 2013)。また、彼女らはしばしば人間関係からも疎外されており(相良 2013)、フォーマルな支援・インフォーマルな支援のいずれも受けられぬまま孤立していることが多い(堀 2008a)。かかる社会的排除の状態に置かれた状況で、性産業に巻き込む者たちは「意思表示や情報の取捨選択が不得手で、金銭の計算も苦手」(相良 2013:210)であるという知的障害の特性を利用し、彼女らを「ターゲット」(ポルノ被害と性暴力を考える会 2010:141)にする。性産業では、「とりわけ劣悪な売春環境に身を置かされ」(ポルノ被害と性暴力を考える会 2010:135)、彼女らが婦人保護施設にたどりついたときには、「生活自立が難しい」(林 2008:50)状況となっているのである。

以上のような知的障害女性の姿は、施設職員の目から見たときも「社会から弾き出されている状態で性産業に誘い込まれ、さらに抜け出そうにも風俗経験の有無とは無関係に自立が難しい構造の中におかれた知的障害女性」という利用者像として定着することとなる。ここで付言したいのは、売買春は婦人保護施設職員自身の性規範が試される問題でもあるということだ。宮本(2013)は、職員自身を含めて全ての人が「性の当事者性」を持っていることから、「売買春をめぐって個々人の性に関する、見方、考え方、価値観が直接・間接に支援のあり方に反映されることを免れない」(宮本 2013:104)と指摘している。この宮本の指摘からは、性を中核とする課題を持たざるをえない社会構造におかれた利用者に対し、支援者はともすれば社会の側の性規範を

内面化した支援を行うという、噛み合わない構造があることがうかがわれよう。

婦人保護施設における「性」を中核とした課題に対し、知的障害女性がどのような社会構造のもと、かかる 状況におかれていると理解されているのか、また実際にどのような支援が行われているのか、また、支援者が どのような性規範のもと支援にあたっているのかを明らかにすることは、抑圧からの解放というAOPの理念 に沿った実践がどのように展開されているのか/いないのかを判断する上で重要な課題であるといえるだろう。

3, 研究の方法と質問項目

本研究は、日本の女性支援領域へのAOPの導入可能性について検討することを目的としたインタビュー調査のうち、知的障害であること、女性であること、性を中核とした主訴を持っていることの交差性に焦点を当てて分析を行った。具体的な研究方法は、以下のとおりである。婦人保護施設の職員を対象に、女性支援領域へのAOPの導入可能性についての半構造化面接を実施した。調査協力者の募集に関しては、まず婦人保護施設長会議にて本インタビュー調査告知の協力を依頼した。その後、関東地方の婦人保護施設施設長宛に筆者が直接電話をかけて協力の意向を尋ねた。その結果、3施設の施設長が協力の意向を示したため、施設長に対し改めて職員向けの告知を依頼した。再度筆者から施設に電話をした結果、調査協力に同意した関東地方のA施設2名、B施設2名、C施設1名を対象とすることになった(表1)。

	施設	年代	性別	経験年数	福祉における 他領域での経験
А	A施設・管理職	50代	女性	25年以上30年未満	有
В	A施設・職員	20代	女性	1年以上3年未満	有
С	B施設・職員	40代	女性	5年以上10年未満	有
D	B施設・職員	30代	女性	5年以上10年未満	有
Е	C施設・管理職	40代	女性	1年以上3年未満	有

表 1 インタビュー協力者のプロフィール

インタビュー協力者(以下協力者とする)1名に対し、筆者らは2名で聞き取りを行なった。新型コロナウイルス感染拡大下であったため、調査者1名はオンライン(音声・ビデオともオンの状態)で、1名は対面で聞き取りを実施した。調査期間は2021年1月から2月である。筆者らとの関係は、調査者のうち1名がA施設の事例検討会に3年間、参加していた。そのためA施設と調査者は継続的に関係があるが、B施設、C施設の協力者については面識がなかった。もう1名の調査者はどの協力者とも面識がなかった。

調査項目としては支援者がAOPの実践者となるときに重視しなければならないポイント4点(1.支援者が抑圧装置の一つとしてあることに対する省察の徹底、2.交差性および交差分析を重視する態度、3.利用者への介入を最小限に押さえること、4.利用者からボトムアップ型で社会変革の方向性を見出すこと)について支援者が意識しているか、あるいは実践している・実践が想定されるかを尋ねている。インタビューガイドは以下である。

質問1:利用者が前向きに取り組もうとしていたことについて、制止するような関わりをしたことがありますか。

質問2:利用者が自分の気持ちをうまく伝えられないとき、それをうまくくみ取れなかったりして、利用者に 疎外感を感じさせるような出来事が過去にありましたか。

質問3:支援する側の都合、あるいは支援する側の倫理観で、結果的に一方的に押し付けてしまったと感じる 支援は過去にありましたか。

質問4:あなたは利用者が支援を求めていたがなにもしなかった、という経験はありますか。

質問5:反対に、利用者が求めていないが支援をしなければならなかった、という経験はありますか。

質問6:支援をする・しないを決めるとき、その決定に影響しているのはどんなことだと思いますか。たとえば社会規範や地域のあり方ですか。組織の方針ですか。それとも支援者自身の考え方や価値観ですか。

質問7: たとえば、利用者が以下の状態にあるとき、彼女は社会から抑圧されている、あるいは社会から疎外 されていると思いますか。

- ・DV被害者である場合
- ・性風俗従事経験がある場合
- ・知的障害がある場合
- ・精神障害がある場合
- ・外国籍である場合
- ・同伴児童がいる場合
- ・若年女性である場合

質問8: さらに上記のうち、複数の困難状況が彼女に覆いかぶさっているときは、彼女にどんな支援をしようと思いますか。その時、気をつけているのはどういうことですか。

質問9:性産業従事経験と知的障害が同時に利用者の困難状況としてあるような場合、支援が長期化したり自立が困難だったりするということが先行研究で言われています。そのような困難状況を抱え持つ利用者は、社会から抑圧されていたり、疎外されていたりすると思いますか。また、その際の支援について、気をつけておられるのはどのようなことでしょうか。

本研究ではこのうち、質問7、質問8、質問9の交差性および交差分析を重視する態度に関する質問への語りのみを抜粋して分析を行った。なお、調査前半部分については支援現場における利用者への抑圧状態を確認する質問であったため、協力者は自身あるいは組織の支援における利用者への抑圧を自覚した上で交差性についての質問に答えていることを付記しておく。質問7に関しては「はい/いいえ」での回答を想定しており、質問で想起する考えについて自由に語ってもらった。質問8に関しては、その状況下で過去に行った支援及び想定される支援について語ってもらった。また、上記に加え、質問9で複数の困難状況への具体的な事例として、知的障害のある利用者でかつ性風俗従事経験のある者への支援について追加項目で尋ねた。

一人あたりのインタビュー時間の平均は79分、一番短い協力者は56分であり、長い協力者は113分であった。 分析対象となる質問への語りは平均22分、一番長い協力者で30分、短い協力者では14分であった。

4. 倫理的配慮

研究同意に関する書面はあらかじめ協力者に送付していたが、当日改めて書面についての説明を行い、同意を得た。このときデータ保管についても説明したが、利用者個人の特定ができないようにするため、ケースの詳細については話さず、質問した内容について協力者自身が行った経験があればその支援のエピソードを、支援を行った経験がなければ想定される支援について話してもらうように依頼した。また、希望があれば論文発

表前に調査結果の確認が可能であること、うまく展開できなかった支援について聞く調査であるため、場合に よっては女性支援を専門分野とするスーパーバイザーに繋ぐことができることを付言した。

なお、本研究は2020年11月16日付で大阪府立大学人間社会システム科学研究科の研究倫理委員会の承認を得ている。

5. 用語の定義

(1) 抑圧

抑圧とは多義的な概念であるが、本研究ではYoung (1990=2020) が提唱した5つの形態(搾取、無力化、 周縁化、文化帝国主義、暴力)が、抑圧の内実を端的に示しているものと考え、これを採用した。 たとえば

- ・正当な報酬なく利用者から労働力を提供してもらっている (搾取)
- ・利用者がやる気を出しているときに理由のあるなしにかかわらずやる気をそいだ(無力化)
- ・利用者が疎外感を感じている (周縁化)
- ・支援する側の理屈で(文化帝国主義)、さまざまなことを一方的に押し付ける(暴力)などを指す。

(2) 知的障害

施設に入所してから療育手帳の取得を行う者が多い(ポルノ被害と性暴力を考える会 2010)という先行研究の指摘から、療育手帳所持者に限らず、現場で知的障害がある方向けの配慮をしている、いわゆる境界域を含む広い概念でとらえた。

6. 分析手続き

語りの大きな構造を掴むために、分析には定性的コーディング(佐藤 2008)を採用した。インタビュー内容は調査協力者の同意を得て録音し、逐語録を作成した。その後、逐語録から交差性に関する質問とその語りのみを抜粋し、文脈の意味ごとに小見出しをつけていき「コード」を作成した。その上で複数のコードに共通するコードをまとめてカテゴリーを作成した。カテゴリーを比較検討してコアカテゴリーとして語りの分野を分けた。分析は筆者ら2名で行い、その過程では繰り返し逐語録を省みて分析内容が妥当かどうかを吟味した。

7, 結果

カテゴリーとして、17カテゴリーが抽出された。これらを語りの構造を見るためにさらにカテゴリー間を比較してコアカテゴリーを抽出したところ、以下の3つが導かれた。

- (1) DV被害と一時保護
- (2) 重複する困難への支援
- (3) 知的障害×性産業従事経験のある利用者への支援

以下、各項目ごとにみていくこととする。なお、結果の表記は表1表2からの引用を用いており、【】は大カテゴリー、〈〉は中カテゴリー、「」は元データからの引用を示している。

(1) DV被害と一時保護

協力者から見ると、DV被害者は〈被害者だけが我慢している〉〈DV被害者は抑圧されている〉あるいは〈DV

被害者は疎外感を感じている〉など、【DV被害者が感じる抑圧や疎外感】を対象者自身が感じ取っていることが語られていた。DV被害のある利用者は、施設入所以前は自責の念によって、入所後は外との関わりが絶たれることによって疎外感を感じているのではないかという予想が協力者から語られていた。さらに「携帯もなくて、できることも少ない」、「子どもも学校に行けない」など、一時保護における施設や組織のルールが利用者の疎外感を増大させている可能性についての言及もなされた。また、自分が悪いと思うDV被害者は〈自分の方が変わることで関係が改善すると信じて帰宅する〉ことが語られており、そういった被害者は逃げたり戻ったりを繰り返すだろうことも予想されていた。しかしながらそうした状況に対して協力者が何かできるわけではない。一時保護については〈婦人相談所に決定権があり支援が十分にできない〉状況にあることが、「そんなにがっつり支援しない」という協力者の発言にも投影されていた。「市(および地方自治体の婦人相談所)が大きく関わるので、市の都合がつかないと、じゃあこの人は一回(支援の展開を)保留で」という語りからも窺えるように、措置元である行政が支援において主導権を握るなか、〈婦人相談所とスムーズに連携が取れない〉場合には、協力者たちの間に強い支援不全感が湧出してくることが示唆された。【婦人相談所がもつ一時保護の権限が大きい】ため、協力者たちが思うような支援ができない現状があることが窺えた。

(2) 重複する困難への支援

若年、障害、同伴児童ありなどの重複する困難への支援に関してはイメージがつきにくいのか語りの分量は 多くなかった。とはいえ、若年、障害、同伴児童ありなどの項目についても必ず「女性」カテゴリーと重複す るため、〈困難がひとつの場合、生活に制限はかからない〉と語ったのは1名のみであり、「子どもがいること 自体は抑圧じゃないですけど、いることによって就労に制限があったりとか… | 等、3名の協力者が〈困難が ひとつでも生活に制限はかかる〉と語っていた。まして障害があり同伴児童がいるなど困難が重複している場 合には「(抑圧カテゴリーの支援を) 同時並行(で支援していく)っていうのはほんとに難しい」など〈抑圧 要素が重複する場合は支援の困難さが増大する〉といったように【困難の重複による抑圧の増大】が語られて いた。協力者の一人は、とりわけ印象に残った支援として〈明るみにならなかった困難〉と重複した支援をあ げていた。その支援は、DV被害を主訴として施設入所した利用者に後日重度のアルコール依存があることが 発覚、施設はアルコール依存を知らなかったために運転を必須とする就労先への就職を後押ししてしまったと いうものであった。婦人保護施設を利用するための主訴があれば他の困難を問われる機会がないこともあり、 把握が難しい場合があることが示唆されていた。利用者の支援の際には障害やDV被害、性産業従事といった 困難が重複している場合は「ラベルはあるけれども、それが支援に影響するっていうのはないのかなとは思っ ていて」など〈特定の困難だけを見ないよう努める〉こと、「理由が一つじゃない感じはする」など〈困難が 重なる理由はひとつではない〉といったように、【困難を総合的に見ようとする支援】が意識されており、生 活困難の要素をカテゴリーに分けて捉えるのではなく、総合的・俯瞰的に捉えて支援するような態度が見て取 れた。

(3) 知的障害×性産業従事経験のある利用者への支援

知的障害×性産業従事経験のある利用者について支援経験がある協力者は3名、性産業従事経験者の支援経験がある協力者は1名、全く経験がない協力者も1名いた。

性産業従事経験のある知的障害者で、婦人保護施設を利用した者の特徴として、「どちらかというと、施設で育ってきた方とか、一時施設にいた方とか、そういう方が多い印象」、「いじめにあって不登校でって場合がけっこう多いかもしれない」等の語りがあった。このことから、【知的障害者は施設に来るまでに抑圧された

表2 DV被害及び重複する困難の語りの分類

	大カテゴリー ※ () 内はコード数	中カテゴリー ※ () 内はコード数	元データの一部 ※ () 内は言及した調査対象者 ※わかりにくい文章には() で主語述語を補う改変を加えた	言及した 調査対象者
	DV被害者が感じ る抑圧や疎外感 (8)	DV被害者は抑圧されている (1)	そういう意味で考えるんであれば、抑圧というか、制限を受けるのかなっていうのはありますね。DV被害者も当然暴力うけてるってあるのと。(D)	D
		DV被害者は疎外感を感じている (5)	子どもも学校にもいけないし、なんかずっとここのなかにいて、この周り遊びにいく くらいしか外にいけなくてっていうの、外とのかかわりを遮断されちゃってて、どう なんだろうって。(E). ここでただ携帯もなくて、できることも少ないなかで、ひた すら…せっかく苦しいところからにげてきてなんでもできる時間なのに、この無な時 間をただひたすら…積ませているのは…申し訳ないなって思ったりします。(B)	A, B, C, E
		自分が変わることで関係が	ジェンダーというかわからないんですけど、DVで、洗脳されてるなって方とかは、「私が悪いんです」って。「私がうまくできてこなかったから、で、ここにいる方が不安だし、自分ひとりで育てられる気もしないから、戻ります」って。2回くらいの方かな?(B). 絶対また繰り返すだろうなってわかってても、本人は断固として帰りますっていって、帰っていった方はいらっしゃいます。(B)	В
		被害者だけ我慢をしている (1)	なんで片側だけこんな思いしなきゃいけないのかなって感じには思ったりします。(E)	Е
DV被害と 一時保護	婦人相談所がもつ 一時保護の権限が 大きい (15)	婦人相談所に決定権があり 支援が十分にできない(6)	一時保護の人とはそんなにがっつり支援しないのでわからない部分もありますけど、(E). ここにきて驚いたのは、全部センターが決めるんだなって。本入寮はあれ(婦人保護施設に利用者の支援方針に関して決定権がある)ですけど、一時保護の場合は何もできないんだなって。決定権は向こうにあるし、(B)	В, Е
		婦人相談所とスムーズに連 携が取れない (9)	婦人相談所に (利用者に支援記録や意見書などの) 資料を送って、婦人相談所が (見たり対応したり) なにかやってると思うんですけど、少なくとも私が知ってる範囲では(それらの資料が一時保護利用者の支援方針の参考になった形跡は)ないです。(B). あと、やっぱり公務員の時間帯でしか (支援を)動かすこともできないし、だからといって毎日何かしら (一時保護解除に向けて)進められるかっていうと、あこの人 (利用者) の次の (支援の展開) 予定はもう2日後だなとかいうときも。市 (の婦人相談所) が、大きくかかわるので、市の都合がつかないと、じゃあこの人は一回保留でみたいな。(B)	В
	一時保護は主訴が		じゃあ(印象的には単独DV被害の利用者は一時保護全体で)半分くらい。(B)	В
	DV被害のみの者 も多い (2)	一時保護には知的障害者より発達障害者の方が多い (1)	ただあんまり…知的より発達の方のほうが多い気がして。なので… (B)	В
	DVを社会が自分 ごととして捉える ことは社会化の第 1歩 (2)	DVを社会が自分ごととして 捉える (2)	その女性であるがゆえに、そういうそれこそ抑圧、暴力、そういったものが、それ自体がもう、DV被害者なんだよっていう主婦の人とかたくさんいるんだと思うんですよ。気づいてないだけで…っていうのが社会化されていくということ。そうするとその、DVだと思っていないけど、ああDVだったんだっていうふうななのが、まずその、自分事としてとらえる、とらえる…その社会化の第1歩なのかなと思うので。(C)	С
	困難の重複による 抑圧の増大(26)	抑圧要素が重複する場合は 支援の困難さが増大する(6)	婦人保護施設の特徴でもあると思うんですけど、(抑圧カテゴリーが) 必ず重なって いるので。(A). そうですね。(抑圧カテゴリーの支援を)同時並行(で支援していく)っていうのはほんとに難しいので。(D)	A, C, D
		困難がひとつでも生活に制 限はかかる (7)	でもずいぶん日本でも、20年以上暮らして、って方だったんですけどもDV被害の方で。 やはり外国人だからって、どうせわかんないでしょ、みたいなことを、親戚の方にそ ういうふうな目で見られたことがあったっていうことをお話されていました。(A). あとは(中略)子どもがいるから抑圧…子どもがいること自体は抑圧じゃないですけ ど、いることによって就労に制限があったりとか(中略)そういう意味で考えるんで あれば、抑圧というか、制限を受けるのかなっていうのはありますね。(D)	A, C, D
		困難がひとつの場合、生活 に制限はかからない(2)	そんなにこれ(性産業従事や同伴児童がいること、外国籍であること、若年であること単独で)は…疎外されてるとか…は、感じないかなぁ…のびのびとしてる。(E)	Е
重複する 困難への支援		明るみにならなかった困難(7)	一度わかりやすい体験をしたのは、かなり厳しいアルコール依存症の方が、DVで、夫の暴力でいらっしゃって。その方は夫の暴力のことに焦点をあてられてこちらに入られたので、アルコール依存症のほうのかなりの治療歴があるのに、そこが明るみにされてなくて。入られてからいろいろわかって。(A). で、仕事場にそれ(アルコール依存)を通報するべきじゃないかって意見もあったんですけど、それはこちらの施設でできる話じゃないってことにもなって、非常に苦労したってことがありまして。(A)	А
			そうですね…支援が長期化…それは、ある…かもしれないですね。(D). 知的障害だけだとどうなんだろう…あんまり。(D)	D
	困難を総合的に見る支援(3)	特定の困難だけを見ないよ う努める (2)	その人の支援なので。なんだろう…ラベルはあるけれども、それが支援に影響するっていうのはないのかなとは思っていて。(C). (抑圧カテゴリー単独に着目はせず) 総合的に見ようとは、努めます。(D)	C, D
		困難が重なる理由はひとつ ではない(1)	やっぱりあの、理由が一つじゃない感じはするんですよね。(E)	Е

状況にある】ことを協力者らが感じ取っていることが窺えた。とりわけ、4名の協力者が、婦人保護施設に来る知的障害者は〈障害者福祉の支援を受けていない〉と語るなど、婦人保護施設における知的障害者は社会福祉制度からも疎外された状況であることを窺わせた。また、「利用者を見たときに、まぁ頭の中では、知的と性産業と虐待と、並んではいるんですけども」といった形で〈性虐待にあっていたこともある〉ことも語られていた。

支援に関しては、(2) 重複する困難での支援で【困難を総合的に見ようとする支援】という丁寧な支援観が 語られていたが、内実を考えると【知的障害×性産業の場合、支援は知的障害者に向けたもの】になる。例え ば「じゃあこの寮内での生活が安定して、じゃあ次っていう発想が出てきたときにはやっぱりこの、手帳を持っ ているか持ってないかでぜんぜんルートが変わってくるので」といったように、これまで障害者福祉制度を活 用してこなかった知的障害者に対しては〈障害者手帳は有効な支援〉として捉えられている様子が窺われた。

一方、性産業従事への特有の支援に着目してみるとそれほど語りは多くはない。例えば「うちの職員は往々にして、あなたがそういう風(性産業で優しくされた)に感じたんだねっていうことを、まずはうけとめるっていう対応を必ず最初はしています」といった〈一旦は受け止める〉支援、「想定される健康被害とか、暴力被害の可能性とか、そこらへんについては説明はしてくのと」といった〈性産業における暴力被害の可能性についての説明〉を行う支援など、【思いを受け止め危険を説明する支援】を行なっている協力者もいた。しかしながら〈性虐待にあっていたこともある〉ことについては〈性被害者のなかにはケアを拒否する人もいる〉など支援展開に苦慮している様子がうかがわれる。性教育も同様で、「性教育も不十分なまま退所させてるかなって気は、していますし。必要性はもちろん、もちろんあると思います」といったように【踏み込みにくい性被害ケアと性教育の不足】が語られていた。

婦人保護施設を退所後、性産業に戻る者がいるが、何が彼女らを性産業に戻らせる要因となっているのだろうか。その点につき、「何かができなかったり苦手だったりすることで、注意されることが多かったところで、優しくしてくれるっていうのは大きなことなんだろうなって」など、〈性産業では「優しくしてくれる」〉から利用者はまたそこに行きたがるのだ、という語りが見られた。加えて、「一概には言えないですけど、戻ることがよくないこととも思ってらっしゃらない方もいらっしゃるので」など、【性産業を肯定的に見ている当事者】がいるという語りもあった。また、協力者は、利用者が性産業に戻ることよりも、施設を出ていくことに着目していた。例えば婦人保護施設から就労できる仕事の範囲としては風俗ではなく一般的な就労が想定される。一人の協力者は過去にあったケース経験から、「とりあえずスーパーの仕事もいってはくれて、まじめに、休むことなくいってはいたので、そういうまじめな部分もあるけれど、で、なんか一度昔のその、簡単にお金が手に入ったのがあると、その記憶が残ってるので、それと比較したらなんかふとしたときに、こんなのやってらんないみたいになっちゃったのもあるのかなーっとかって思って」など〈施設が勧める就労の時給の安さから「やってられない」〉という思いを抱いたのではないかという予想を語っていた。また、別の協力者は「もうそもそもこの、やっぱりいろいろ決まりがある施設がいやだから飛び出すというのが第1だと思うんですけど」といったように、〈出て行ったのは施設のルールに縛られるのが面倒になったのではないか〉という予想を語っていた。すなわち【施設生活に愛想を尽かして退所する】という予想が語られていた。

支援者の性風俗従事へのスタンスとしては、「ほんとに好きでやってる方もなかにはいらっしゃると思うんです。仕事だって言って。好きでっていったらあれだけど仕事だって言って。そこ全く否定をするつもりはないですけども。」といった〈性産業を否定はしない〉という語り、「なかには自分から好きでその道にいくみたいな、無理やりじゃなくてっていう話もたまに聞いたりはするので。っていうのを聞くと、なんか絶対ダメなのか、なくなったほうがいいのかって言われると、どうなんでしょう?みたいな首をかしげることもなくはない」といった〈性産業が無くなった方がいいとは思わない〉という語りなど、否定しないスタンスが打ち出されていた。一方で、「そうですね、ここから当然性産業への就職はいいよとはできないので」というように〈施設から性産業への就職は容認できない〉こと、「聞いた方からすると、きっと無条件に優しくしてくれるっていう風に思えるから、いいのかなっていう気がするんですけど…」と言った含みを持たせた〈支援者は裏が見えていて歯痒い〉という語りがあり、【性産業を否定しないが、肯定もできない】という相反する思いが同時

に存在することがうかがわれた。

また、協力者がもっとも注力して語ったのは【風俗につかざるを得ない社会構造】であった。「ただ、その、まぁ今その買った方の男性も罰あるけど、何となく女性の方が悪いっていうふうに見られちゃう、それは変えた方がいいのかなって思いますね」といった、社会にある性産業従事者に対する自己責任論への批判的視点が窺われた。また、一人の協力者は「男性の場合」は「仕事の受け皿が広い」が、「高校を卒業するくらい、卒業できるかできないかくらいの女子が、じゃあそういった受け皿があるのかって言ったら、勉強のできるできない、成績のよさ悪さって、すごくその先のその、お金を稼ぐっていうところにやっぱり直結してる」といったように、【女性には学校の成績と無関係の仕事がない】という知的障害女性と性産業従事の交差する課題を的確にとらえていた。

8. 考察

(1) 反抑圧アプローチから見る知的障害女性と性産業従事

児島(2019)は、AOPのポイントとして、複数の抑圧要素に着眼する交差性概念の活用を評価する。反抑 圧アプローチを用いることにより、障害や高齢など一つのカテゴリーに拘泥するのではなく、他の抑圧要素、 たとえばジェンダーやセクシュアリティなどについても十分な目配りをすることが可能になる。本研究におい ても、AOPで重要視される社会構造への着眼が示された語りが複数あった。知的障害のある利用者は、〈障害 者福祉の支援を受けていない〉〈性虐待にあっていることもある〉〈親が脆弱で施設で育っていたりすることも ある〉〈いじめや不登校で苦労している〉〈就労先でも障害を理解されない〉など、家庭においても学校におい ても社会においても、決して日常生活が順調に送れていたようには思われない。このことは先行研究(堀 2008、ポルノ被害と性暴力を考える会 2010、相良 2013) と同様の結果である。このように【知的障害者は施 設に来るまでに抑圧された状況にある】なか、協力者たちは【性産業を肯定的に見ている当事者がいる】など、 社会的孤立状態にある利用者が性産業では自分が受け容れられるように感じているだろうと理解していた。加 えて、〈女性には学校の成績と無関係の仕事がない〉ため、知的障害女性は早く就労したくてもなかなか就職 口が見つからないということもある。結果的に「風俗の代わりの仕事」もなく、【風俗につかざるを得ない社 会構造】に彼女たちは置かれていると理解されていた。ゆえに、そのようななかで選び取った〈性産業従事は 自己決定ではない〉。支援者にとっては、利用者が性産業を選ぶのが主体的な選択かそうでないかはそれほど 大きな問題ではない。知的障害という、いわば就労することに大きく影響する障害があるからこそ、性産業に 従事するほかない構造に彼女たちが留め置かれているということを重視していたといえよう。対象者たちは、 知的障害であることと女性であること、女性であることに起因する「性」を中核とした課題の交差する部分を 見つめることで、【風俗につかざるを得ない社会構造】を発見していた。

児島(2019)は、AOPのポイントとして、支援者が抑圧の一部となって「自分自身が抑圧を再現していないか」(児島 2019:34)を慎重に検討することが求められるとする。それというのも、児島が繰り返し指摘するように、ソーシャルワークは「世話」「管理」「治療」という3つの隅石(児島 2009:38;児島 2018:35)を有し、「社会統制に関与する本質が埋め込まれている」(児島 2019:23)ためである。そのためAOPでは、ミクロレベルでの支援は最低限に抑えられる(児島 2019)。婦人保護施設では知的障害に関しての支援は行われていたが、女性であることや、性産業従事を含め「性」を中核とした課題に対して、性被害ケアや性教育などを含めた個別支援が行われているとは言い難かった。一方で売春を悪として位置づける売春防止法によって支援が規定されていたならば、性産業に従事させない「管理」的な介入が行われることが予想されるが、それらも行われていなかった。その在り方は【性産業を否定しないが肯定もできない】という協力者の中立的な考

表3 性産業×知的障害に関する語りの分類

	大カテゴリー ※ () 内はコード数	中カテゴリー ※ () 内はコード数	元データの一部 ※ () 内は言及した調査対象者 ※わかりにくい文章には() で主語述語を補う改変を加えた	言及した 調査対象者
	思いを受け止め危 険を説明する支援	一旦は受け止める (2)	うちの職員は往々にして、あなたがそういう風(性産業で優しくされた)に感じたんだねっていうことを、まずはうけとめるっていう対応を必ず最初はしています。(A)	A
	(4)	性産業での暴力被害の可能 性について説明 (2)	知的障害に限らないかもしれないから該当しないかもしれないんですけど、想定される健康被害とか、暴力被害の可能性とか、そこらへんについては説明はしてくのと。(D)	D
	知的障害×性産業の場合、支援は知 的障害者に向けた ものになる (35)	障害者手帳は有効な支援(6)	じゃあこの寮内での生活が安定して、じゃあ次っていう発想が出てきたときにはやっぱりこの、手帳を持っているか持ってないかでぜんぜんルートが変わってくるので。やっぱり見てはいるんでしょうね。障害がないと選べないってことももちろんあるので。(C)、知的の手帳、愛の手帳無理でも、精神の方でなんとかこうとって、障害者手帳っていうものをもって、胸を張って、生きやすいようにしてあげたほうがいいのかなぁみたいな感じの支援が何件かあったりしたので。(E)	C, D, E
		手帳取得が難しい場合もある(2)	やっぱりまぁ手帳取得は難しいかもしれないけど (E). (軽度の方の場合は手帳を取るのも難しい?) そうですねー。(D)	D, E
		障害のある者には丁寧な言 葉かけ(4)	こうしてくださいねとか、いろいろお伝えしても、「はい、はい、はい」って言って、わかったように見えても、違うことしてる方とかいらっしゃるのを見ると、結局なんか…(B)丁寧に、端的に説明するとか、なんか、繰り返し同じこと伝えるとか、感じ…ですかね…。(B)	В
		まずは医療につなげる (6)	まずもうほんとに落ち着いた気持ちで日常生活が送れない状態の方も多いので、まずは気持ちの部分、今、安心してここに、ここで生活ができるっていう。眠れるとか食べられるとか、なんかそういうその日の日常が送れる状態にまずできるかどうか。(D). 最初は多いですね。ただ、いきなり精神保健とか難しい方もいらっしゃるんですけど、必ず入寮の時に健康診断をうけるので。まずその内科的なところと、あとはご本人のほうから一つでも不眠だとか、なにかどこかが痛むとか言ってくだされば、精神科につなげたり、心理につなげたりはできるんですけど。(D)	D
		お金の管理はむずかしい(7)	ただ節約、ここでは最初に入所したときに5000円しかお金としてつかえるものがないですよって、たばことか、おやつとか、食べたいものっていうのはこれでひと月はやりくりしないといけないんですよって説明すると、ああお金がこれしかないっていうところは、知的がない方は、とりあえず理解するんだけども、知的の方になると計算とか、そういうところが厳しかったりすると、わかりましたとおっしゃるんですけども、それをひと月でっていうのができない、一度お渡ししたら全部消えちゃうっていうことはあります。(A)	A
		性産業×知的障害の場合、 焦点化は知的障害への支援 (8)	やはり知的の方にまずは焦点を当てることにはなるんですけど、(A). まぁ根本は大きなのは例えば知的なところがあるのかもしれなくて、それが理解されないがゆえに、次の障害があって、みたいに、複合的ななんか、いろんなものがぐちゃぐちゃになってここにきて、それをこう、一つ一つ時間をかけてここでほぐしていって、それでおおもとの知的のところがやっとわかるみたいな方が、いるので。(E)	A, C, D, E
ld. ve alle		知的障害のない人の性産業 従事は知的障害のある人と は違う課題がある(2)	知的障害がない方だと、背景にもう一つ二つ重いことがあるかなっていう風に想定します。(A)	A
性産業× 知的障害	施設生活に愛想を 尽かして退所する (12)	施設が勧める就労の時給の 安さから「やってられない」 (6)	とりあえず持っているものはブランドものとか、そんなものでいいものをたくさん持ってこられて。そういうものじゃないと、自分をちゃんとすることができないっていう価値観みたいなものがあったりして。そうすると、こんな普通のお仕事して、こんな時給じゃやってられないっていうことは確かにあったりします。(A). でもこっちがこういうのあるよっていって、とりあえずスーパーの仕事もいってはくれて、まじめに、休むことなくいってはいたので、そういうまじめな部分もあるけれど、で、なんか一度昔のその、簡単にお金が手に入ったのがあると、その記憶が残ってるので、それと比較したらなんかふとしたときに、こんなのやってらんないみたいになっちゃったのもあるのかなーっとかって思って。(E)	А, Е
		出て行ったのは施設のルー ルに縛られるのが面倒に なったのではないか (6)	もうそもそもこの、やっぱりいろいろ決まりがある施設がいやだから飛び出すというのが第1だと思うんですけど、(D). なんかいろいろめんどくさくなっちゃったんじゃないかなぁって気も。施設っていう独特なところで、ほかの利用者さんとかかわりたくなくても、かかわってくるいやな人とか。決して嫌なことばかりじゃないとは思いたいんですけど、でも一人でいたいのに声かけてくるとか。あと、その、それこそ掃除だったり、部屋の片づけだったり、そういうのやらなきゃいけないとか、そういうのが全部めんどくさくなっちゃったのかなって。(E)	A, D, E
	踏み込みにくい性 被害ケアと性教育 の不足 (27)	生活課題から遡って被害を 聞ければ医療に繋ぐ (7)	そうそう、その方(性被害ケアの医療職)が月に一回来てくださっているので。結局 そのつらいっていうのが出てきたら、その方につなぐって形が。決して自分ではない んですけど。(C). ただ、けっこうそういう今までの生活歴とか、被害に関連するよ うな話題って、わりと利用者の方と話して出てくるもので。眠れない理由…眠れない ひとつにしても、いつからですかとか、なにかきっかけとかありますかとかって聞く と、もう何年も前からで…とか、目を閉じると暴力振るわれるんじゃないかとか、怖 い夢をみるんじゃないかとか、怖い夢っていうのは親から虐待を受けていてとか、性 虐待のときの映像がとか、なので関連しては出てくるので。(D)	C, D
		性被害者のなかにはケアを 拒否する人もいる (5)	心理は確かに聞き出してる人もいる、しゃべれる人にはしゃべってるだろうけど、まずそこで心理はケアするけど、その心理自体につながらない方もいるし、拒否する方もいらっしゃるので。(C). ただなかには、こちらがこういう被害を受けてきたのかなと思っても、かたくなにお話されない方もいらっしゃるし、そういう専門家につながることを拒否される方もいらっしゃるので、そういう方には無理には聞いたりとかつなげたりっていうのはできないですので。ほんとにその方によってかなぁと思いますね。(D)	C, D
		性被害者をそのまま退所させるのは忍びない (1)	で、(性被害に)触れると、崩れる方もいらっしゃると思うし、でもそのまま退所していくのも、しのびないっていうのは、矛盾はあって。(C)	С
		性被害を癒す方法はあるの か?担い手は?方法は?(7)	その深いのに対応できる、まだその専門性を持ち得てないと思うんです。例えばほかの施設もそうですけど、そこに手をふれないっていうのは、そこがどれだけ重要で、重いことだとわかっているから触れられない。(C)	С
		性被害のケアは自分にはで きない (2)	すごいこの、性の部分って、暗くて重くて、沼みたいなところだと私は思っています。 私なんぞがっていったら逃げなんですけど、手が出せる領域ではない、です。沼って 言ったらあれだけど、やっぱりうーん・・・(C)	С
		利用者には性教育の必要性 を感じるが、実際には不足 している (5)	性被害のケアも不十分だし、性教育も不十分なまま退所させてるかなって気は、していますし。必要性はもちろん、もちろんあると思います。(C)	С

	社会の理解と性産 業の代わりの「何 か」が必要(7)	みんなが性産業従事しなく ても生活できる「何か」が 必要(2)	考えていくと、やっぱりみんながそういうところ(性産業)に行かなくてもちゃんと生活できるなんかが必要なのかなって感じですかね。(E) そこ(性産業従事に代わるもの)がほんとだったらそこが婦人保護施設で、なにかじゃあ時間をかけて、ケアする部分とか支援する部分ができたらよかったけど、そこにいくまえに早々にリタイアされちゃったみたいなのかなって…。(E)	Е
			DV被害とか、生きづらい女性のことって、やっぱりあの、本来、例えば高齢者が生活しづらいから、目の不自由な人がっていって、バリアフリー化が進んだりとか、それくらいのレベルになってくれたらどんだけ生きやすいかと思うんですけども。これがなかなか個人的なことでもあって進まないんですよね。この先も。ジレンマでしかないですよね。(C). またでも、違ったふうに周りの理解があれば、そういう知的な部分でちょっと障害までいかなくても遅れ…てるのとも違うけど、なんかちょっとっていう部分の理解が、周りがあれば、こういうふうにはならなかったのかなあって。もうちょっとご本人も、生きづらさがないっていうか、生きやすいっていうか。会社の仕事にしても、やりやすい部分があったのかなぁとか。(E)	C, E
		知的・発達障害のサービス は昔よりは改善されている (1)	さっきのこの、社会というところで考えると、ある意味知的障害、精神障害って、認められて…昔よりはある程度、社会によって認められてるっていうか。サービスとかも充実してきているし、生きやすくは、まだまだですけど、生きやすく改善されている状況は少しずつあるのかなって見えるんですけど。(C)	С
		性虐待にあっていたことも ある (5)	これは知的の方も多分同じかと思うんですが、(性)虐待があるってことは、よくあります。(A). 利用者を見たときに、まぁ頭の中では、知的と性産業と虐待と、並んではいるんですけども。(C)	А, С
		親が脆弱で施設で育っていたりすることもある(5)	まぁご両親に直接お会いしているわけではないので、あくまでも利用者さんからの話を聞いただけなんですけど、でも、うーん、なんか、やっぱり、ちょっと… (福祉的支援が必要なご両親だったのではない) かなぁって思ったりとか。(E). 知的の方で、性産業っていう方は、どちらかというと、施設で育ってきた方とか、一時施設にいた方とか、そういう方が多い印象です。(A)	A, E
	知的障害者は施設 に来るまでに抑圧 された状況にある (24)	生育歴上の生活困難を感じ ることがある(2)	本入所の方でも、やっぱりDVが原因で、家出をしてここにたどり着いたような人だと、 なんか、きっとそのまたご両親にもなんかしら(福祉的支援の必要性がある)のある んだろうなーっていうのは思ったりもします… (E)	Е
	(-1)	障害者福祉の支援を受けて いない (7)	知的の方は・・・婦人保護施設にいらっしゃる方は知的でも、その支援をきちっと受けてきたんじゃない方がほとんどなので、(A). そもそもボーダーで手帳がない方、とくに知的障害のある方、非常に多いので。(D)	A, C, D, E
		いじめや不登校で苦労して いる (4)	いじめにあって不登校でって場合がけっこう多いかもしれないです。(A)	A
		就労先でも障害を理解されない (1)	そういう人たちをみてると、その理解、周りの理解がなくて仕事がつまらないとかっていうのがあるのかなって思うと、社会から疎外されているみたいに思うかな。(E)	Е
性産業× 知的障害	性産業を否定しないが、肯定もできない (12)	性産業を否定はしない (3)	はんとに好きでやってる方もなかにはいらっしゃると思うんです。仕事だって言って。好きでっていったらあれだけど仕事だって言って。そこ全く否定をするつもりはないですけども。(C). なんていうでしょうか、そこに従事したこと自体、その方に対してネガティブなものっていうのは私はあんまりないんですけど。(D)	C, D
		性産業が無くなった方がい いとは思わない (2)	どうでしょうかね、なくなって、それでみなさんが生活がうまくできるならばそれに越したことはないんですけど、本当に本当に困って、それしか選ぶ道がなかったとか、っていうまぁなかには自分から好きでその道にいくみたいな、無理やりじゃなくてっていう話もたまに聞いたりはするので。っていうのを聞くと、なんか絶対ダメなのか、なくなったほうがいいのかって言われると、どうなんでしょう?みたいな首をかしげることもなくはないですね。(E)	Е
		性産業従事は自己決定では ない (4)	いや、なんか、私個人のことでいいですか。私は、そういうふうには思えないです。(A). うーん、自分からやりたいっていう人に関してはほんとに自己決定になっちゃうのかな、って思うし、でも、そうじゃなくそんなつもりなかったけど結果的にっていうのも、その道に連れ込んだ人にしてみれば、でも決めたのはあなたでしょ、みたいなしくみに、そのなかではなってるんだろうなって思うと、なんとも言えないのはありますかねー。(E)	A, E
		施設から性産業への就職は 容認できない(1)	そうですね、ここから当然性産業への就職はいいよとはできないので。(D)	D
		支援者は裏が見えていて歯 痒い(2)	聞いた方からすると、きっと無条件に優しくしてくれるっていう風に思えるから、いいのかなっていう気がするんですけど… (A)	A
	利用者の戻りたい ニーズは把握でき ない(4)		そうですね、ここからはっきり、性風俗戻りたいからここを出ますみたいな方はいなくって…。(D)(性産業にいかれた方のその後は)もう全然わかんないですね。(E)	A, D, E
	性産業を肯定的に 見ている 当事者 (4)	性産業では「優しくしてく れる」(3)	言葉として発してたのを聞いたのは、「自分に優しくしてくれる」っていう言い方はしていましたね。(A). 何かができなかったり苦手だったりすることで、注意されることが多かったところで、優しくしてくれるっていうのは大きなことなんだろうなって。(A)	A
		性産業に戻ることをよくな いと思っていない利用者も いる (1)	けっこうこういう方…一概には言えないですけど、戻ることがよくないこととも思ってらっしゃらない方もいらっしゃるので。(D)	D
	風俗につかざるを 得ない社会構造 (22)		性風俗従事経験がある場合…やっぱり社会からの目というか、自己責任論みたいなところで見られるというか、そこでの性被害だったり暴力だったり妊娠出産みたいなのも自業自得みたいなまだ社会的な風潮があること自体は、感じます。(D). ただ、その、まぁ今その買った方の男性も罰あるけど、何となく女性の方が悪いっていうふうに見られちゃう、それは変えた方がいいのかなって思いますね。もう一方的にそんなこと商売にしてた女性が悪いんだみたいなことをいう世間の空気はやめたほうがいいかなとは思います。(E)	C, D, E
		風俗の代わりの仕事がない(8)	その昔のちょっと働いただけでこんなにお金が入るっていう、へんな成功体験みたいな、それがもう、身についちゃて、なかなかその記憶が変えられない。そこに代わる何か、もっといいなにかがあったら、そちらにいくのかなあって。(E). でもやっぱり、こういう職種くらいしか就労経験がなかった方たちは、やっぱりいざとなればここがあるみたいなのは、お話の端々からすごく感じますね。(D)	D, E

性産業× 知的障害	風俗につかざるを 得ない社会構造 (22)	女性には学校の成績と無関 係の仕事がない (5)	男性の場合、たとえば、言葉が悪いけども、仕事における受け皿。稼ぎをあげるっていう意味での受け皿って、男性の方が力仕事的なものもあって、私は広いと感じているんですね。高校を卒業するくらい、卒業できるかできないかくらいの女子が、じゃあそういった受け皿があるのかって言ったら、勉強のできるできない、成績のよさ悪さって、すごくその先のその、お金を稼ぐっていうところにやっぱり直結してるものなので、今の学校制度ってものがあると思うので。私はそこの、男女の差だと思っているんですね。それが、この、やっぱり、そこしかない。そこしかない、女子、っていうだけであって。それもやっぱり社会の構造だとだと思ってます。(C)	С
		性産業に従事するほかな かった女性たちがいるとい うこと (1)	(性産業に従事する他なかった女性たちが) いるってことだと思うんですね。(C)	С
	支援経験がある人 とない人がいる (8)	支援経験がある人とない人 がいる (8)	ただ今までも、もちろんそういう方たちとお会いはしてきてますけど (D) . パパ活やってましたって人はいますけど。そんなんで、あんまり風俗をやっていたのでここに来ましたっていう人がいないので。 (E)	E, D

え方がそのまま現れたものと考えられる。婦人保護施設を利用する知的障害女性が、性産業に従事せざるを得ない社会構造があることが協力者に強く意識されていることはすでに述べた。加えて【性産業を肯定的に見ている当事者もいる】なか、利用者が性産業に従事しないよう支援することは、社会構造を変容させるようなアクション抜きには困難だといえるだろう。また、支援者が性産業従事を含むさまざまな事柄についてどのような価値観を持っていても、その価値観を安易に利用者に押し付けてはいけないことはソーシャルワークの共通認識である。総じて、売春は悪だからなくなった方がよいという単純な売春廃止主義や、売春は「転落」であり未然に防止せねばならないという「管理」的な支援とは一線を画せざるをえないという協力者の意識があると考えられる。

しかしながら協力者には葛藤もあろう。矯正施設における障害を有する新受刑者のプロフィールを分析した京(2020)は「彼らのほとんどが社会的孤立状態だったこと、障害が軽度であるために福祉的支援を受けずに生活してきたこと、家族や親類とも疎遠になってきたことなどが傾向としてみられる。またそれに加えて虐待的環境にあり、いじめなどを受けた過去を持つ者も多いとされる」(京2020:1)としており、矯正施設での障害のある受刑者は、性産業従事経験のある知的障害女性と同じ構造のなかにあることがわかる。性産業に従事しないためには【社会の理解と性産業の代わりの「何か」が必要】なのだが、そのためには触法障害者の支援同様に社会的孤立状態の解消や性産業と同条件の雇用の創出などの社会変革が必要になり、今すぐに提示できるものではない。その上に施設の規則がありご本人の自由を尊重できない。このように、打つ手が少ないなかで協力者たちが支援に苦慮している様子がうかがわれた。

(2) 反抑圧アプローチから見るDV被害と一時保護

DV被害と一時保護については語りそのものが少なかったが、利用者の施設入所後の抑圧について重点的に述べられていた。行政のパワー、すなわち【婦人相談所がもつ一時保護の権限が大きい】ことが強く前に出ていることで、施設内での支援が十分にできないことが不全感として語られていた。また〈婦人相談所とスムーズに連携が取れない〉ことについては、その理由に関する言及はなく、現状で意思疎通が難しい状況であることのみが示された。

とりわけDV被害者は、一時保護において、外との関わりが一切絶たれる上、今まで自分を支配してきたパートナーは勿論、仕事先にも婦人保護施設にいることが言えないなど、さまざまな不安と喪失感を抱えている。そのなかで婦人保護施設の支援員が、利用者から十分に話を聞けぬまま措置元につなげていかなければならないことは、ソーシャルワークを担う者としてさまざまな葛藤を抱えるであろうことは容易に想像がつく。利用者の話を十分に聞き取れぬままでは、AOPが目指す社会変革にもつなげられないであろう。加えて婦人相談員と施設の支援員とのコミュニケーションも十分ではないため、専門職としての連携が取れているとも言い難

い。厚労省が平成30年に行った婦人保護施設実態調査では、一時保護委託を受ける婦人保護施設と婦人相談所との間での情報共有は、「書類の送付」が52.3%(25件)、「その他」51.1%(24件)、「婦人相談所が本人から聞き取り施設に伝える(情報)」48.9%(23件)の順に多く(厚生労働省 2018:111)、反対に「措置判定会議に参加する」6.4%(3件)、「入所前に婦人相談所との協議の場を持つ」27.7%(13件)など、対面でのコミュニケーションは低い比率であることが示されている(厚生労働省 2018:111)。措置元である婦人相談所と委託先である婦人保護施設の連携はミクロ、メゾ、マクロの各レベルに及ぶ課題であるといえよう。

9. 研究の限界

本研究は、5名という限定的なインタビューであるため、研究の結果を一般化することはできない。また、婦人保護施設は、婦人相談所直営か民間委託かなど、その運営形態によっても違いがあることが予想される。 関東地方の施設のみにインタビューした本研究においては、非常に限定的な範囲で婦人保護施設職員の意識を明らかにしたにとどまるといわざるを得ない。

また、AOPは、当事者を社会変革のパートナーとすることを重要視している(児島 2019)。本調査では知的障害があり性産業従事を経験した利用者自身へのインタビューは行っていないため、社会変革とつながる重要な語りが欠落している可能性がある。今後は、多様な地域や運営形態での施設職員(支援者)の語りを聞いていくことと同時に、知的障害があり性産業従事を経験した利用者自身の語りを聞き、社会変革の方向性を見出すことにつなげていきたい。

注

1 文化帝国主義とは「支配的集団の経験や文化を普遍化し、それを規範として確立すること」(Young 1990=2020:83)であり、かつ支配的集団の有する支配的文化が「抑圧された集団に対して社会生活に関する経験や解釈を押し付ける」(Young 1990=2020:86)こととされている。

参考文献

安部郁子・青木真理(2016)「福島県婦人保護事業の現状と課題」『福島大学地域創造』27(2)、16-30。

Baines, D. (2017) *Doing anti-oppressive practice: social justice social work, 3rd ed, Halifax & Winnipeg: Fernwood.*Dominelli, L. (2002) *Anti-oppressive Social Work Theory and Practice, Palgrave Macmillan*

栄留里美 (2019) 「子どもソーシャルワークにおける反抑圧実践理論の意義と可能性に関する研究」『福祉社会 科学』(11), 1-14。

林千代(2008)「婦人保護事業変化のきざし」林千代『「婦人保護事業」50年』ドメス出版、40-51。

堀千鶴子(2008a)「現代の買売春と婦人保護施設」林千代『「婦人保護事業 | 50年』ドメス出版、82-97。

堀千鶴子(2008b)「婦人保護施設の現実」林千代『「婦人保護事業」50年』ドメス出版、138-159。

堀千鶴子 (2011)「婦人保護施設におけるソーシャルワーク ―設置運営主体別にみた生活支援機能を中心に―」 『城西国際大学紀要』19(3)、1-24。

児島亜紀子 (2009) 「英国ポストモダンソーシャルワーク論における認識論的および倫理的課題をめぐって ― ハウ論文の批判を中心に―」『社会問題研究』58(137)、29-43。

児島亜紀子 (2018)「ソーシャルワークにおけるフェミニスト・アプローチの展開:ポストモダン的転回を経て」 『女性学研究』25、27-51。

児島亜紀子 (2019) 「反抑圧ソーシャルワーク実践 (AOP) における交差 概念の活用と批判的省察の意義をめ

- ぐって」『女性学研究』 26、19-38。
- 京俊輔(2020)『障害福祉サービス事業所における障害のある被疑者・被告人の受入に関する研究』岡山県立 大学大学院保健福祉学研究科博士学位論文
- 厚生労働省(2018)「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」報告書。https://www.mhlw. go.jp/content/11920000/000340184.pdf(2020/04/01閲覧)
- 宮本節子(2013)「差別、貧困、暴力被害、性の当事者性 ―東京都 5 施設の実態調査から―」須藤八千代、宮本節子『婦人保護施設と売春・貧困・DV被害 女性支援の変遷と新たな展開』明石書店、53-107。
- 野坂勉(1975)「婦人保護における要保護性と処遇問題 ―売春防止法の施行実績を中心に―」『大正大学研究 紀要』(161)、475-492。
- ポルノ被害と性暴力を考える会(2010)『証言・現代の性暴力とポルノ被害 ~研究と福祉の現場から~』東京 都社会福祉協議会
- 相良友(2013)「人は変われる —東京・いこいの家から:障がい者施策の活用を中心に」須藤八千代、宮本節子『婦人保護施設と売春・貧困・DV被害 女性支援の変遷と新たな展開』明石書店、189-217。
- Sakamoto, I. and Pitner, R. (2005), Use of Critical Consciousness in Anti-Oppressive Social Work Practice: Disentangling Power Dynamics at Personal and Structural Levels, *British Journal of Social Work* 35, p. 435–452.
- 佐藤郁哉(2008)『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社
- 田川佳代子(2013)「クリティカル・ソーシャルワーク実践の理論素描」『社会福祉研究』15、13-20。
- 武子愛(2021)「女性福祉における知的障害女性の主体性の潜在化:性被害防止と性の権利保障の間で」『女性 学研究』28、103-124。
- Young, I. M. (1990) Justice and the Politics of Difference (=2020、飯田文雄、苅田真司、田村哲樹監訳『正義と 差異の政治』法政大学出版。)

社会問題研究・第71巻 (2022年2月)

Women with intellectual disabilities as seen by women's shelter staff members from the perspective of an anti-oppressive approach

- With a focus on the intersectionality between intellectual disabilities and sex-centered issues -

Ai Takeshi¹⁾, Akiko Kojima²⁾

1) Graduate student, Osaka Prefecture University

authority possessed by local administrations.

2) Osaka Prefecture University Graduate School of Humanities and Sustainable System Science

Abstract

With a focus on the main complaints of intellectually disabled women in women's shelters with "sexuality" at its core, interviews were conducted with five staff members to examine how the staff members understand facility users and what kind of support they provide from the perspective of an anti-oppressive approach. As a result, it became clear that the facility users with intellectual disabilities were understood to be in an oppressive situation before coming to the facility. And the staff members took a stance of neither denying nor affirming the users' engagement in the sex industry, All the staff members were particularly concerned about the social structure that forces women with intellectual disabilities to engage in the sex industry. On the other hand, it was suggested that it is difficult to provide support for victims of domestic violence due to the great

Key Words: Anti-oppressive practice, woman with intellectual disability, sexuality, DV, engagement in the sex industry

受付:2021年8月31日

受理: 2021年9月24日